

第 1 章 総則

第 1 条（目的）この法律は、外国的要素がある法律関係に関して、国際裁判管轄に関する原則及び準拠法を定めることを目的とする。

第 2 条（国際裁判管轄）①裁判所は、当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的関連がある場合に、国際裁判管轄権を有する。この場合、裁判所は、実質的関連の有無を判断する場合において、国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない。

②裁判所は、国内法の管轄規定を参酌して、国際裁判管轄権の有無を判断し、第 1 項の規定の趣旨に照らし、国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならない。

第 3 条（本国法）①当事者の本国法によらなければならない場合に当事者が二以上の国籍を有するときは、その者と最も密接な関連がある国家の法をその本国法に定める。ただし、その国籍中一つが大韓民国であるときは、大韓民国法を本国法とする。

②当事者が国籍を持たず、又は当事者の国籍を知ることができないときは、その者の常居所がある国家の法（以下“常居所地方裁判所”という。）により、常居所を知ることができないときは、その者の居所がある国家の法による。

③当事者が地域により法を異にする国家の国籍を有するときは、その国家の法選択規定により指定される法により、そういう規定がないときは、当事者と最も密接な関連がある地域の法による。

第 4 条（常居所地方裁判所）当事者の常居所地法によらなければならない場合に当事者の常居所を知ることができないときは、その者の居所がある国家の法による。

第 5 条（外国法の適用）裁判所は、この法律により指定された外国法の内容を職権で調査・適用しなければならないが、これのために当事者にそれに対する協力を要求することができる。

第 6 条（準拠法の範囲）この法律により準拠法と指定される外国法の規定は、公法的性格があるという理由だけでその適用が排除されない。

第7条（大韓民国法の強行的適用）立法目的に照らし、準拠法に関係なく該当法律関係に適用されなければならない大韓民国の強行規定は、この法律により外国法が準拠法と指定される場合にもこれを適用する。

第8条（準拠法指定の例外）①この法律により指定された準拠法が該当法律関係と僅かな関連があるだけで、その法律関係と最も密接な関連がある他の国家の法が明確に存在する場合には、その他の国家の法による。

②前項の規定は、当事者が合意により、準拠法を選択する場合には、これを適用しない。

第9条（準拠法指定時の反致）①この法律により外国法が準拠法と指定された場合にその国家の法により、大韓民国法が適用されなければならないときは、大韓民国の法（準拠法の指定に関する法規を除く。）による。

②次の各号中いずれか一つに該当する場合には、第1項の規定を適用しない。

1. 当事者が合意により、準拠法を選択する場合
2. この法律により契約の準拠法が指定される場合
3. 第46条の規定により、扶養の準拠法が指定される場合
4. 第50条第3項の規定により、遺言の方式の準拠法が指定される場合
5. 第60条の規定により、船籍国法が指定される場合
6. その他第1項の規定を適用することがこの法律の指定趣旨に反する場合

第10条（社会秩序に反する外国法の規定）外国法によらなければならない場合にその規定の適用が大韓民国の善良な風俗その他の社会秩序に明確に違反するときは、これを適用しない。

第2章 人

第11条（権利能力）人の権利能力は、その者の本国法による。

第12条（失踪宣告）裁判所は、外国人の生死が明らかでない場合に大韓民国にその者の財産があり、又は大韓民国法によらなければならない法律関係があるとき、その他正当な事由があるときは、大韓民国法により、失踪宣告をすることができる。

第 13 条（行為能力）①人の行為能力は、その者の本国法による。行為能力が婚姻により拡大する場合にもまた同じである。

②すでに取得した行為能力は、国籍の変更により喪失し、又は制限されない。

第 14 条（限定治産及び禁治産宣告）裁判所は、大韓民国に常居所又は居所がある外国人に対して大韓民国法により、限定治産又は禁治産宣告をすることができる。

第 15 条（取引保護）①法律行為を行った者及び相手方が法律行為の成立当時同一国家内にある場合に、その行為者がその者の本国法によれば無能力者又は法律行為が行われた国家の法により能力者であるときは、その者の無能力を主張することができない。ただし、相手方が法律行為当時その者の無能力を知り、又は知ることができた場合には、この限りでない。

②前項の規定は、親族法又は相続法の規定による法律行為及び行為地以外の国家にある不動産に関する法律行為には、これを適用しない。

第 16 条（法人及び団体）法人又は団体は、その設立の準拠法による。ただし、外国で設立された法人又は団体が大韓民国に主たる事務所があり、又は大韓民国で主たる事業をする場合には、大韓民国法による。

第 3 章 法律行為

第 17 条（法律行為の方式）①法律行為の方式は、その行為の準拠法による。

②行為地法により行った法律行為の方式は、第 1 項の規定にかかわらず、有効である。

③当事者が契約締結時互いに異なる国家にあるときは、その国家のうち、いずれか一の国家の法が定めた法律行為の方式によることができる。

④代理人による法律行為の場合には、代理人がいる国家を基準として第 2 項に規定された行為地法を定める。

⑤第 2 項から第 4 項までの規定は、物権その他登記しなければならない権利を設定し、又は処分する法律行為の方式に関しては、これを適用しない。

第 18 条（任意代理）①本人及び代理人間の関係は、当事者間の法律関係の準拠法による。

②代理人の行為により本人が第三者に対して義務を負担するか否かの有無は、代理人の営業所がある国家の法により、代理人の営業所がなく、又は営業所があっても第三者がこれを分らない場合には、代理人が実際に代理行為をした国家の法による。

③代理人が本人と勤労契約関係にあつて、その者の営業所がない場合には、本人の主たる営業所をその者の営業所とみなす。

④本人は、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、代理の準拠法を選択することができる。ただし、準拠法の選択は、代理権を証明する書面に明示され、又は本人又は代理人により、第三者に書面で通知された場合に限り、その効力がある。

⑤代理権がない代理人及び第三者間の関係に関しては、第 2 項の規定を準用する。

第 4 章 物権

第 19 条（物権の準拠法）①動産及び不動産に関する物権又は登記しなければならない権利は、その目的物の所在地法による。

②前項に規定された権利の得失変更は、その原因となった行為又は事実の完成当時その目的物の所在地法による。

第 20 条（運送手段）航空機に関する物権は、その国籍所属国法により、鉄道車両に関する物権は、その運行許可国法による。

第 21 条（無記名証券）無記名証券に関する権利の得失変更は、その原因となった行為又は事実の完成当時その無記名証券の所在地法による。

第 22 条（移動中の物）移動中の物に関する物権の得失変更は、その目的地法による。

第 23 条（債権等に対する約定担保物権）債権・株式その他の権利又はこれを表彰する有価証券を対象とする約定担保物権は、担保対象である権利の準拠法による。ただし、無記名証券を対象とする約定担保物権は、第 21 条の規定による。

第 24 条（知的財産権の保護） 知的財産権の保護は、その侵害地方裁判所による。

第 5 章 債権

第 25 条（当事者自治） ①契約は、当事者が明示上又は暗黙的に選択した法による。ただし、暗黙的な選択は、契約内容その他にすべての事情から合理的と認定することができる場合に限る。

②当事者は、契約の一部に関しても準拠法を選択することができる。

③当事者は、合意により、この条又は第 26 条の規定による準拠法を変更することができる。ただし、契約締結後形成された準拠法の変更は、契約の方式の有効性及び第三者の権利に影響を及ぼさない。

④すべての要素が専ら一国と関連があるにもかかわらず、当事者がその他の国の法律を選択した場合に関連した国家の強行規定は、その適用が排除されない。

⑤準拠法選択に関する当事者の合意の成立及び有効性に関しては、第 29 条の規定を準用する。

第 26 条（準拠法決定視の客観的連結） ①当事者が準拠法を選択しない場合に契約は、その契約と最も密接な関連がある国家の法による。

②当事者が契約により次の各号のいずれかに該当する履行を行わなければならない場合には、契約締結当時その者の常居所がある国家の法（当事者が法人又は団体である場合には、主たる事務所がある国家の法）が最も密接な関連があるものと推定する。ただし、契約が当事者の職業又は営業活動において締結された場合には、当事者の営業所がある国家の法が最も密接な関連があるものと推定する。

1. 譲渡契約の場合には、譲渡人の履行
2. 利用契約の場合には、物又は権利を利用させる当事者の履行
3. 委任・請負契約及びこれと類似の用役提供契約の場合には、用役の履行

③不動産に対する権利を対象とする契約の場合には、不動産が所在する国家の法が最も密接な関連があるものと推定する。

第 27 条（消費者契約） ①消費者が職業又は営業活動以外の目的で締結する契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、当事者が準拠法を選択しても消費者の常居所がある国家の強行規定により、消費者に付与される保護を剥奪することができない。

1. 消費者の相手方が契約締結に先立ちその国家で広告による取引の勧誘等職業又は営業活動を行い、又はその国家以外の地域でその国家で広告による取引の勧誘等職業又は営業活動を行い、消費者がその国家で契約締結に必要な行為をした場合

2. 消費者の相手方がその国家で消費者の注文を受けた場合

3. 消費者の相手方が消費者をして外国に行って注文をするように誘導した場合

②当事者が準拠法を選択しない場合に第1項の規定による契約は、第26条の規定にかかわらず、消費者の常居所地方裁判所による。

③第1項の規定による契約の方式は、第17条第1項から第3項までの規定にかかわらず、消費者の常居所地方裁判所による。

④第1項の規定による契約の場合に消費者は、その者の常居所がある国家又は相手方に対して訴えを提起することができる。

⑤第1項の規定による契約の場合に消費者の相手方が消費者に対して提起する訴えは、消費者の常居所がある国家だけで提起することができる。

⑥第1項の規定による契約の当事者は、書面により、国際裁判管轄に関する合意をすることができる。ただし、その合意は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その効力がある。

1. 紛争がすでに発生した場合

2. 消費者にこの条による管轄裁判所に追加して、他の裁判所に提訴することを許す場合

第28条（勤労契約）①勤労契約の場合に当事者が準拠法を選択しても第2項の規定により指定される準拠法所属国家の強行規定により、勤労者に付与される保護を剥奪することができない。

②当事者が準拠法を選択しない場合に勤労契約は、第26条の規定にかかわらず、勤労者が日常的に労務を提供する国家の法により、勤労者が日常的にある一国家内において労務を提供しない場合には、使用者が勤労者を雇用した営業所がある国家の法による。

③勤労契約の場合に、勤労者は、自身が日常的に労務を提供し、又は最後に日常的労務を提供した国家又は使用者に対して訴えを提起することができ、自身が日常的にある一国家内において労務を提供せず、又はしなかった場合には、使用者がその者を雇用した営業所があり、又はあった国家又は使用者に対して訴えを提起することができる。

④勤労契約の場合に、使用者が勤労者に対して提起する訴えは、勤労者の常居所がある国家又は勤労者が日常的に労務を提供する国家だけで提起することができる。

⑤勤労契約の当事者は、書面により、国際裁判管轄に関する合意をすることができる。ただし、その合意は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その効力がある。

1. 紛争がすでに発生した場合

2. 勤労者にこの条による管轄裁判所に追加して、他の裁判所に提訴することを許す場合

第 29 条（契約の成立及び有効性）①契約の成立及び有効性は、その契約が有効に成立した場合、この法律により適用されなければならない準拠法により判断する。

②前項の規定による準拠法により当事者の行為の効力を判断することがすべての事情に照らし、明確に不当な場合には、その当事者は、契約に同意しなかったことを主張するためにその者の常居所地方裁判所を援用することができる。

第 30 条（事務管理）①事務管理は、その管理が行われた地の法による。ただし、事務管理が当事者間の法律関係に基づいて行われた場合には、その法律関係の準拠法による。

②他の者の債務を返済することにより発生する請求権は、その債務の準拠法による。

第 31 条（不当利得）不当利得は、その利益が発生した地の法による。ただし、不当利得が当事者間の法律関係に基づいて行われた履行から発生した場合には、その法律関係の準拠法による。

第 32 条（不法行為）①不法行為は、その行為が行われた地の法による。

②不法行為が行われた当時同一国家内に加害者及び被害者の常居所がある場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その国家の法による。

③加害者及び被害者間に存在する法律関係が不法行為により侵害される場合には、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その法律関係の準拠法による。

④第 1 項から第 3 項までの規定により、外国法が適用される場合に、不法行為による損害賠償請求権は、その性質が明確に被害者の適切な賠償のためのものでなく、又はその範囲が本質的に被害者の適切な賠償のために必要な程度を超えるときは、これを認めない。

第 33 条（準拠法に関する事後の合意）当事者は、第 30 条から第 32 条までの規定にかかわらず、事務管理・不当利得・不法行為が発生した後、合意により、大韓民国法をその準拠法として選択することができる。ただし、その者により第三者の権利に影響を及ぼさない。

第 34 条（債権の譲渡及び債務の引受）①債権の譲渡人と譲受人間の法律関係は、当事者間の契約の準拠法による。ただし、債権の譲渡の可能性、債務者及び第三者に対する債権譲渡の効力は、譲渡される債権の準拠法による。

②前項の規定は、債務引受にこれを準用する。

第 35 条（法律による債権の移転）①法律による債権の移転は、その以前の原因となった旧債権者及び新債権者間の法律関係の準拠法による。ただし、移転される債権の準拠法に債務者保護のための規定がある場合には、その規定が適用される。

②前項と同じ法律関係が存在しない場合には、移転される債権の準拠法による。

第 6 章 親族

第 36 条（婚姻の成立）①婚姻の成立要件は、各当事者に関して、その本国法による。

②婚姻の方式は、婚姻挙行地方裁判所又は当事者の一方の本国法による。ただし、大韓民国で婚姻を挙行する場合に、当事者の一方が大韓民国国民であるときは、大韓民国法による。

第 37 条（婚姻の一般的効力）婚姻の一般的効力は、次の各号に定めた法の順位による。

1. 夫婦の同一本国法
2. 夫婦の同一常居所地方裁判所
3. 夫婦と最も密接な関連がある地の法

第 38 条（夫婦財産制）①夫婦財産制に関しては、第 37 条の規定を準用する。

②夫婦が合意により、次の各号の法のうちいずれかを選択した場合には、夫婦財産制は、第 1 項の規定にかかわらず、その法による。ただし、その合意は、日時及び夫婦の記名捺印又は署名がある書面で作成された場合に限り、その効力がある。

1. 夫婦中一方が国籍を有する法
2. 夫婦中一方の常居所地方裁判所
3. 不動産に関する夫婦財産制に対しては、その不動産の所在地法

③外国法による夫婦財産制は、大韓民国で行った法律行為及び大韓民国にある財産に関して、これを善意の第三者に対抗することができない。この場合、その夫婦財産制によることができないときは、第三者との関係に関して、夫婦財産制は、大韓民国法による。

④外国法により締結された夫婦財産契約は、大韓民国で登記した場合、第3項の規定にかかわらず、これを第三者に対抗することができる。

第39条（離婚）離婚に関しては、第37条の規定を準用する。ただし、夫婦中一方が大韓民国に常居所がある大韓民国国民である場合には、離婚は、大韓民国法による。

第40条（婚姻中の実子関係）①婚姻中の実子関係の成立は、子の出生当時夫婦中一方の本国法による。

②前項の場合、夫が子の出生前に死亡したときは、死亡当時の本国法をその者の本国法とみなす。

第41条（婚姻以外の実子関係）①婚姻以外の実子関係の成立は、子の出生当時の母の本国法による。ただし、金父子間の実子関係の成立は、子の出生当時父の本国法又は現在子の常居所地方裁判所による。

②認知は、第1項が定める法の他に認知当時認知者の本国法によることができる。

③第1項の場合、父が子の出生前に死亡したときは、死亡当時本国法をその者の本国法とみなし、第2項の場合、認知者が認知前に死亡したときは、死亡当時の本国法をその者の本国法とみなす。

第42条（婚姻外出生者に対する準正）①婚姻外の出生者が婚姻中の出生者でその地位が変動する場合に関しては、その要件である事実の完成当時父又は母の本国法又は子の常居所地方裁判所による。

②前項の場合、父又は母がその要件である事実が完成する前に死亡したときは、死亡当時の本国法をその者の本国法とみなす。

第43条（養子縁組及び離縁）養子縁組及び離縁は、養子縁組当時の養親の本国法による。

第44条（同意）第41条から第43条までの規定による実子関係の成立に関して子の本国法が子又は第三者の承諾又は同意等を要件とするときは、その要件も具備しなければならない。

第 45 条（実子間の法律関係）実子間の法律関係は、両親及び子の本国法が全部同じ場合には、その法により、その他の場合には、子の常居所地方裁判所による。

第 46 条（扶養）①扶養の義務は、扶養権利者の常居所地方裁判所による。ただし、その法によれば扶養権利者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、当事者の共通本国法による。

②大韓民国で離婚が形成され、又は承認された場合に、離婚した当事者間の扶養義務は、第 1 項の規定にかかわらず、その離婚に関して適用された法による。

③傍系血族間又は姻族間の扶養義務の場合に、扶養義務者は、扶養権利者の請求に対して当事者の共通本国法により、扶養義務がないという主張をすることができ、そうでないときは、扶養義務者の常居所地方裁判所により、扶養義務がないという主張をすることができる。

④扶養権利者及び扶養義務者がすべて大韓民国国民で、扶養義務者が大韓民国に常居所がある場合には、大韓民国法による。

第 47 条（その他の親族関係）親族関係の成立及び親族関係から発生する権利義務に関して、この法律に特別な規定がない場合には、各当事者の本国法による。

第 48 条（後見）①後見は、血後見人の本国法による。

②大韓民国に常居所又は居所がある外国人に対する後見は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、大韓民国法による。

1. その者の本国法によれば後見開始の原因があってもその後見事務を行う者がなく、又は後見事務を行う者があっても後見事務を行うことができない場合

2. 大韓民国において限定治産又は禁治産を宣告した場合

3. その他被後見人を保護しなければならない緊急な必要がある場合、

第 7 章 相続

第 49 条（相続）①相続は、死亡当時被相続人の本国法による。

②被相続人が遺言に適用される方式により、明示的に次の各号の法律のいずれかを指定するときは、相続は、第 1 項の規定にかかわらず、その法による。

1. 指定当時の被相続人の常居所がある国家の法。ただし、その指定は、被相続人が死亡時までその国家に常居所を維持した場合に限り、その効力がある。

2. 不動産に関する相続に対しては、その不動産の所在地法

第 50 条（遺言）①遺言は、遺言当時の遺言者の本国法による。

②遺言の変更又は撤回は、その当時の遺言者の本国法による。

③遺言の方式は、次の各号のいずれかの法による。

1. 遺言者が遺言当時又は死亡時代に国籍を有する国家の法

2. 遺言者の遺言当時又は死亡当時の常居所地方裁判所

3. 遺言当時の行為地法

4. 不動産に関する遺言の方式に対しては、その不動産の所在地法

第 8 章 手形・小切手

第 51 条（行為能力）①為替手形、約束手形及び小切手により、債務を負担する者の能力は、その者の本国法による。ただし、その国家の法が他の国家の法によらなければならないことを定めた場合には、その他の国家の法による。

②前項の規定によれば能力がない者であっても他の国家で署名をし、その国家の法により能力があるときは、その債務を負担することができる能力があるものとみなす。

第 52 条（小切手支払人の資格）①小切手支払人となることができる者の資格は、支払地法による。

②支払地法によれば支払人になることができない者を支払人とし、小切手が無効な場合にも同じ規定がない他の国家で行った署名から生じた債務の効力には、影響を及ぼさない。

第 53 条（方式）①為替手形、約束手形及び小切手行為の方式は、署名地方法による。ただし、小切手行為の方式は、支払地法によることができる。

②前項の規定によ、行為が無効な場合においても、その後の行為の行為地法により、適法なときは、その前の行為の無効は、その後の行為の効力に影響を及ぼさない。

③大韓民国国民が外国で行った為替手形、約束手形及び小切手行為の方式が行為地法によれば無効な場合においても、大韓民国法により適法なときは、他の大韓民国国民に対して効力がある。

第 54 条（効力）①為替手形の引受人及び約束手形の振出人の債務は、支払地法により、小切手から生じた債務は、署名地法による。

②前項に規定された者以外の者の為替手形及び約束手形による債務は、署名地法による。

③為替手形、約束手形及び小切手の訴求権を行使する期間は、すべての署名者に対して振出地法による。

第 55 条（原因債権の取得）手形の所持人がその発行の原因となる債権を取得するか否かは、手形の振出地法による。

第 56 条（一部引受及び一部支払）①為替手形の引受を手形金額の一部に制限することができるか否か及び所持人が一部支払を受諾する義務があるか否かは、支払地法による。

②前項の規定は、約束手形の支払に準用する。

第 57 条（権利の行使・保全のための行為の方式）為替手形、約束手形及び小切手に関する拒絶証書の方式、その作成期間及び為替手形、約束手形及び小切手上の権利の行使又は保全に必要なその他の行為の方式は、拒絶証書を作成しなければならない地又はその他の行為を行わなければならない地の法による。

第 58 条（喪失及び盗難）為替手形、約束手形及び小切手の喪失又は盗難の場合に行わなければならない手続きは、支払地方裁判所による。

第 59 条（小切手の支払地法）小切手に関する次の各号の事項は、小切手の支払地法による。

1. 小切手が一覧払いであることを要するか否か、一覧後定期払いで振り出すことができるか否か及び先日付小切手の効力

2. 呈示期間

3. 小切手に引受、支払保証、確認又は査証をすることができるか否か及びその記載の効力

4. 所持人が一部支払を請求することができるか否か及び一部支払を受諾する義務があるか否か

5. 小切手に横線を表示することができるか否か及び小切手に“計算のために”という文句又はこれと同じ意味がある文句の記載の効力。ただし、小切手の発行人又は所持人が小切手面に“計算のために”という文句又はこれと同じ意味がある文句を記載して、現金の支払を禁止した場合に、その小切手が外国で発行され、大韓民国で支払わなければならないものは、一般横線小切手の効力がある。

6. 所持人が小切手資金に対して特別な権利を有するか否か及びその権利の性質

7. 発行人が小切手の支払委託を取り消すことができるか否か及び支払停止のための手続きを取ることができるか否か

8. 裏書人、発行人その他の債務者に対する遡求権保全のために拒絶証書又はこれと同じ効力を有する宣言を必要とするか否か

第9章 海上

第60条（海上）海上に関する次の各号の事項は、船籍国法による。

1. 船舶の所有権及び抵当権、船舶優先特権その他の船舶に関する物権
2. 船舶に関する担保物権の優先順位
3. 船長及び海員の行為に対する船舶所有者の責任範囲
4. 船舶所有者・傭船者・船舶管理人・船舶運航者その他の船舶使用人が責任制限を主張することができるか否か及びその責任制限の範囲
5. 共同海損
6. 船長の代理権

第61条（船舶衝突）①開港・河川又は領海における船舶衝突に関する責任は、その衝突地法による。

②公海における船舶衝突に関する責任は、各船舶が同一船籍国に属するときは、その船籍国法により、各船舶が船籍国を異にするときは、加害船舶の船籍国法による。

第62条（海洋事故救助）海洋事故救助による報酬請求権は、その救助行為が領海であるときは、行為地法により、公海であるときは、救助した船舶の船籍国法による。

附則〈第 6465 号、2001. 4. 7〉

- ①（施行日）この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。
- ②（準拠法適用の時間的範囲）この法律施行前に生じた事項に対しては、従前の涉外私法による。ただし、この法律施行前後に継続する法律関係に関しては、この法律施行以後の法律関係に限り、この法律の規定を適用する。
- ③（国際裁判管轄に関する経過措置）この法律施行当時裁判所に係属中の事件に関しては、この法律の国際裁判管轄に関する規定を適用しない。
- ④（他の法律の改正）仲裁法中次の通り改正する。

第 29 条第 1 項中“涉外私法”を“国際私法”とする。